

議案第 1 5 2 号

大田市公共料金に関する審議会条例制定について

大田市公共料金に関する審議会条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市公共料金に関する審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、公共料金の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、大田市公共料金に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問)

第2条 市長は、別表に掲げる公共料金の額を決定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、学識経験のある者、大田市の区域内の公共的団体等の代表者及び市民のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、当該審議会に諮問する公共料金を所管する部署で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例（平成17年大田市条例第124号）別表に定める手数料
大田市給水条例（平成17年大田市条例第216号）別表に定める料金
大田市公共下水道使用料条例（平成18年大田市条例第38号）別表に定める使用料
大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例（平成18年大田市条例第40号）別表第2に定める使用料
大田市農業集落排水施設使用料条例（平成17年大田市条例第159号）別表に定める使用料
その他市長が審議会の諮問に付す必要があると認めたもの

大田市公共料金に関する審議会条例制定に関する説明資料

1 制定の理由

公共料金の額について審議するための審議会を設置するため、条例を制定するもの。

2 制定の内容

(1) 第1条（設置）

市長の諮問に応じ、公共料金の額について審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、大田市公共料金に関する審議会を置くことを規定

※地方自治法（抜粋）

第138条の4 略

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2) 第2条（諮問）

市長は、次の表に掲げる公共料金の額を決定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる旨を規定

資源物、可燃性一般廃棄物、不燃性一般廃棄物及びし尿処理手数料
水道料金
下水道使用料
生活排水処理施設使用料
農業集落排水施設使用料
その他市長が審議会の諮問に付す必要があると認めたもの

(3) 第3条（委員）

審議会の委員について規定

- ・ 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、学識経験のある者、大田市の区域内の公共的団体等の代表者及び市民のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。
- ・ 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(4) 第4条（会長）

審議会の会長について規定

- ・ 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・ 会長は、会務を総理する。
- ・ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(5) 第5条（会議）

審議会の会議について規定

- ・ 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- ・ 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・ 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(6) 第6条（庶務）

審議会の庶務は、当該審議会に諮問する公共料金を所管する部署で処理することを規定

(7) 第7条（委任）

審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定めることを規定

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 5 3 号

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例等の
一部を改正する条例

(大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）を無料とする」を「使用料の額を同表に定める金額の5割相当額とする」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

施設名	使用料（1時間あたり）
会議室	200円
和室	200円
調理室	200円
集会室	400円
大ホール	1,100円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 市内の公共的団体が市民のための公益的な活動等を行うために使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額とする。ただし、第10条ただし書に規定する料金を適用する場合は、この限りでない。
- 4 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（第1号及び第2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 5 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 6 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、

この表に定める金額の2割相当額を加算する。

- 7 第4条第2項に規定する時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 8 2日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わず他の使用を妨げるときは、この表に定める金額（第4号から第6号までに該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 9 大ホールの冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額を加算する。
- 10 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 11 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 大田市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

名称	区分	使用時間	使用料
温泉津駅前駐車場	時間（30分以内）	午前8時～ 午後6時	無料
	時間（30分超え 5時間以内）	午前8時～ 午後6時	150円
	時間（5時間超え 10時間まで）	午前8時～ 午後6時	200円
	—	午後6時～ 午前8時	150円
	月極（終日）		4,300円
仁万駅前月極駐車場	月極（終日）		3,700円
仁万月極駐車場	月極（終日）		3,200円
宅野月極駐車場	月極（終日）		3,200円
仁万駅前駐車場	—		無料
仁摩サンドミュージ	—		無料

アム駐車場			
琴ヶ浜駐車場	—		無料
舟津駐車場	—		無料

備考

1 月極使用料は、1月に満たない端数の日が生じても、使用料は1月として徴収する。

2 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市立学校施設等使用条例の一部改正)

第3条 大田市立学校施設等使用条例（平成17年大田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1時間当たり）
体育館	300円

備考

1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。

2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。

3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。

4 体育館の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。

5 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

6 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

(1) 留学生室、外来者宿泊室

施設名	使用形態	使用料（1人当たり）
留学生室	長期の山村留学活動で使用する場合	月額 36,000円
	上記以外で使用する場合	1泊 3,000円
外来者宿泊室	長期の山村留学活動以外で使用する場合	1泊 3,000円

備考

- 1 長期の山村留学活動で使用する場合の使用料は、月の中途において使用を始め、又は終了する場合においても1月として計算する。
- 2 長期の山村留学活動で使用する場合の8月分の使用料は、徴収しない。
- 3 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 研修室

施設名	使用料（1時間当たり）
研修室A（ステージを含む。）	400円
研修室B	400円
研修室C	400円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 大田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第6条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）

美術工作室	200円
-------	------

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 4 開館時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 5 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 6 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 大田市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第11条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
視聴覚ホール	400円
会議室	200円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 4 開館時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額

-) の2割相当額を加算する。
- 5 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 6 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1 有料施設の部久手テニスコートの款を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第10条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
大田市民第2球場	600円
大田運動公園	600円
馬路地区体育館	300円
湯里地区体育館	300円
井田地区体育館	300円
大代地区体育館	300円
富山地区体育館	300円
池田地区体育館	300円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。ただし、大田運動公園を使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 4 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 5 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 6 多目的広場又は体育館の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。

7 別表第1に規定する使用時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。

8 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
体育室	700円

備考

1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。

2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。

3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。

4 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。

5 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。

6 第3条に規定する開館時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。

7 体育室の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。

8 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

)

第9条 大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

施設利用料金

施設名	利用料金（1時間当たり）
オリエンテーション室	1,300円
多目的室	400円
体験学習室	400円

備考

- 1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 2 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前号に規定するものを除く。）が利用する場合は、この限りでない。
- 3 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 4 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 5 第6条に規定する開館時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 6 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 7 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第2中「209円」を「250円」に、「1,126円」を「1,200円」に、「563円」を「600円」に改める。

別表第3中「314円」を「400円」に、「157円」を「200円」に、「262円」を「300円」に、「105円」を「150円」に改める。

（大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条 大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,095円」を「2,100円」に、「1,048円」を「1,100円」に改める。

（重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年大田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分		単位	入場料
個人	高校生以上	1人につき	600円
	小・中学生	1人につき	200円
団体	高校生以上	1人につき	500円
	小・中学生	1人につき	100円

備考

1 団体は、20人以上の場合とする。

2 入場料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（代官所地役人旧河島家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 代官所地役人旧河島家の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第99条）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「300円」に、「105円」を「200円」に、「157円」を「200円」に、「52円」を「100円」に改める。

（大田市町並み交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 大田市町並み交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（使用料の納付）

第11条 使用者は、大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第32号）別表第2に定める

使用料を納付しなければならない。

別表第1及び別表第2を削る。

(大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

(1) 施設使用料

施設名	使用料（1時間当たり）
体育館	700円
会議室	500円
控室	300円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 4 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 5 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 6 体育館の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 7 第3条に規定する開館時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 8 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 設備使用料

設備名	使用料（1時間当たり）
-----	-------------

幕装置一式	550円
舞台照明	1,100円
体育室拡声装置	550円

備考

1 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

2 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 市長は、前条に規定する事業に支障のない限り、その事業以外に使用させることができる。

第10条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第4条第1項に規定する者が第3条に掲げる事業に使用するとき、使用料の額を同表に定める金額の5割相当額とする。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
集会室及び軽運動場	400円
和室（教養娯楽室及び生活相談室）	200円
健康相談室	200円

備考

1 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。ただし、第10条第1項ただし書に規定する料金を適用する場合は、この限りでない。

2 市内の公共的団体が市民のための公益的な活動等を行うために使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額とする。ただし、第10条第1項ただし書に規定する料金を適用する場合は、この限りでない。

3 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

4 第7条に規定する開館時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（第1号及び第2号に該当する場合は、

当該規定により算定した額)の2割相当額を加算する。

5 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市隣保館条例の一部改正)

第16条 大田市隣保館条例(平成17年大田市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

施設名	使用料(1時間当たり)
大会議室	400円
相談室	200円
調理室	200円
研修室	200円

備考

- 1 中学生以下(市内に住所を有する者に限る。)の使用は、無料とする。
- 2 高校生(市内に住所を有する者に限る。)の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 大田市民(市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体)以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下(前2号に規定するものを除く。)が使用する場合は、この限りでない。
- 4 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 5 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 6 第5条に規定する開館時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額(前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額)の2割相当額を加算する。
- 7 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 8 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 大田市保健センターの設置及び管理に関する条例(平成17年大田市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第2条の表温泉津保健センターの項を削る。

第7条第1項中「次に掲げる施設」を「研修室、介護指導室、訓練室及び栄養指導室」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

第10条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
研修室	200円
介護指導室	200円
訓練室	300円
栄養指導室	200円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 大田市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

施設名	午前	午後	夜間	昼間	午後 夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	14,100円	18,800円	18,800円	37,600円	42,300円	61,100円
中ホール	3,600円	4,800円	4,800円	9,600円	10,800円	15,600円
1号室	1,800円	2,400円	2,400円	4,800円	5,400円	7,800円

応接室	1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円
2・3号室	900円	1,200円	1,200円	2,400円	2,700円	3,900円
展示室	900円	1,200円	1,200円	2,400円	2,700円	3,900円
楽屋1	600円	800円	800円	1,600円	1,800円	2,600円
楽屋2	300円	400円	400円	800円	900円	1,300円

備考

- 1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
 - 2 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表に定める金額（前号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の10割相当額（大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、20割相当額。ただし、高校生以下が利用する場合は除く。）を加算する。
 - 3 大ホール又は中ホールを準備又は片付けのため利用する場合は、この表に定める金額（前2号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
 - 4 この表に定める利用時間を延長して施設を利用する場合は、1時間（1時間未満であるときは、1時間とする。以下同じ。）につき、次に定める額を加算する。
 - ア 開館時間内での延長利用（延長利用できる時間は、1時間までとする。） この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の1時間当たりの金額
 - イ 開館時間外での延長利用 この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の1時間当たりの金額に、当該金額の2割相当額を加算した金額
 - 5 冷暖房設備を利用する場合は、この表に定める金額の5割相当額を加算する。ただし、延長利用の場合は、1時間につき、この表に定める金額の1時間当たりの金額の5割相当額を加算する。
 - 6 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 別表第2（第12条関係）

種別	名称	単位	利用料金	超過時間 1時間当 たり
照明 設備 器具	ボーダーライト	1列1回	1,100円	150円
	アッパーホリゾントライト	1列1回	1,400円	150円
	ローアホリゾントライト	1列1回	1,100円	150円
	シーリングライト	1台1回	350円	60円
	フロントサイドライト	1台1回	350円	60円
	サスペンションライト	1台1回	350円	60円
	正面フットライト	1列1回	1,100円	150円
	花道フットライト	1列1回	500円	150円
	ピンスポット (2kw クセノン)	1台1回	2,700円	550円
	ピンスポット (1kw ハロゲン)	1台1回	700円	150円
	ステージスポットライト	1台1回	350円	60円
	プロジェクタースポットライト	1台1回	400円	0円
	パーライト (1000w)	1台1回	350円	60円
	パーライト (500w)	1台1回	200円	60円
	フラッドライト	1列1回	550円	150円
	ブラックライト	1台1回	1,100円	150円
	エリプソイダルスポットライト	1台1回	250円	60円
	ミラーボール	1台1回	700円	150円
	エフェクトマシン	1台1回	700円	150円
	種板	1枚1回	150円	0円
	先玉	1台1回	250円	0円
	ストロボスコープ	1台1回	350円	60円
	ACL ビーム	1式1回	350円	60円
	ムービングスポットライト	1台1回	700円	150円
スモークマシン	1台1回	1,400円 (消耗品 実費別)	0円	
ドライアイスマシン	1台1回	1,100円	0円	

	コンセント	1kw 1 回	150 円	0 円
	大ホール A セット	1 回	6,200 円	450 円
	大ホール B セット	1 回	6,100 円	450 円
	大ホール C セット	1 回	11,700 円	900 円
	中ホール照明セット	1 回	4,200 円	250 円
音響 設備 器具	大ホール拡声装置	1 式 1 回	4,000 円	250 円
	カセットテープレコーダー	1 台 1 回	1,400 円	150 円
	デジタル録音再生機	1 台 1 回	2,000 円	150 円
	コンデンサーマイク	1 本 1 回	700 円	150 円
	ダイナミックマイク	1 本 1 回	400 円	150 円
	ワイヤレスマイク	1 本 1 回	700 円	150 円
	ワイヤレス受信機	1ch1 回	1,400 円	150 円
	エフェクトマシン	1 台 1 回	1,400 円	150 円
	3 点吊りマイク装置	1 式 1 回	1,400 円	250 円
	ステージスピーカーA	1 台 1 回	1,400 円	150 円
	ステージスピーカーB	1 台 1 回	2,700 円	250 円
	フォールドバックスピーカー	1 台 1 回	700 円	150 円
	可搬型拡声装置	1 式 1 回	700 円	150 円
	可搬型ミキサー卓	1 台 1 回	1,400 円	150 円
	中ホール拡声装置	1 式 1 回	1,400 円	150 円
舞台 設備	フルコンサートピアノ A	1 台 1 回	13,200 円	1,100 円
	フルコンサートピアノ B	1 台 1 回	5,300 円	550 円
	音響反射板（天反ライトを含む。）	1 式 1 回	6,600 円	550 円
	大ホールプロジェクター	1 台 1 回	4,500 円	550 円
	中ホールプロジェクター	1 台 1 回	2,900 円	350 円
	大ホールスクリーン	1 式 1 回	1,400 円	250 円
	中ホールスクリーン	1 式 1 回	700 円	150 円
	コンセント	1kw1 回	150 円	0 円
舞台 大・ 小道 具	平台	1 枚 1 回	250 円	0 円
	開足	1 台 1 回	60 円	0 円
	箱足	1 台 1 回	60 円	0 円
	演卓	1 卓 1 回	400 円	0 円
	花台	1 台 1 回	200 円	0 円
	司会者卓	1 卓 1 回	150 円	0 円

	譜面台	1台1回	60円	0円
	舞台用椅子	1脚1回	60円	0円

備考

- 1 午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）の利用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 2 拡声装置一式には、ダイナミックマイク1本を含む。
- 3 超過時間が1時間未満であるときは、1時間とし、超過時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第146号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
多目的ホール	800円
研修室	500円
実習室	300円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 多目的ホールの冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額を加算する。
- 4 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（第1号及び第2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 5 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 6 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

7 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
 (大田市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 大田市生産物直売所の設置及び管理に関する条例(平成17年大田市条例第154号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条、第10条関係)

施設名	利用料金(1時間当たり)
会議室	200円

備考

- 1 高校生以下(市内に住所を有する者に限る。)の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 2 大田市民(市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体)以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下(前号に規定するものを除く。)が利用する場合は、この限りでない。
- 3 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 4 第5条に規定する開館時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める金額(前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額)の2割相当額を加算する。
- 5 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 6 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例(平成17年大田市条例第171号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

有料施設 の名称	区分		単位	使用料
林間キャンプ場	宿泊	大人(中学生以上)	1泊1人につき	1,400円

	小人（小学生）	1泊1人につき	900円
	宿泊以外	1区画につき（5人まで）	1,400円

備考

- 1 宿泊以外の使用において、1区画につき6人以上使用する場合は、6人目から1人につき150円をこの表に定める金額に加算する。
- 2 宿泊の場合の使用時間は、午後3時から翌日の午前11時までとする。宿泊以外の場合の使用時間は、午前11時から午後3時までとする。
- 3 乳幼児の使用は、無料とする。
- 4 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表中「410円」を「500円」に、「210円」を「300円」に、「310円」を「400円」に、「150円」を「200円」に改める。

（大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第23条 大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例（平成21年大田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

観光施設の名称	利用区分		単位	利用料金	
国民宿舎 さんべ荘	本館	宿泊	大人（中学生以上）	1泊	14,100円
			小学生	1泊	12,200円
			幼児	1泊	3,600円
	休憩 （個	大人（中学生以上）	1時間	700円	
		小学生以下	1時間	500円	

		室)			
		休憩 (広 間)	大人 (中学生以上)	1 時間	400円
			小学生以下	1 時間	300円
		広間利用		1 時間	2,400円
		入湯	大人 (中学生以上)	1 回	900円
			小学生以下	1 回	700円
	別館	宿泊	大人 (中学生以上)	1 泊	26,400円
			小学生	1 泊	24,800円
			幼児	1 泊	3,600円
三瓶観光 リフト	大人 (中学 生以上)	個人		1 回 (往 復)	900円
				1 回 (片 道)	500円
		団体 (20名以上)		1 回 (往 復)	800円
				1 回 (片 道)	450円
	小学生以下	個人		1 回 (往 復)	700円
				1 回 (片 道)	400円
		団体 (20名以上)		1 回 (往 復)	600円
				1 回 (片 道)	350円
北の原キ ャンプ場	キャンプサ イト	オート サイト	宿泊	1 サイト 1 泊につ き	4,700円
			宿泊以外	1 サイト	2,400円

			1 回につ き	
	電源 設備	宿泊	1 サイト 1 泊につ き	700円
		宿泊以外	1 サイト 1 回につ き	400円
	一般サ イト	宿泊	テント1 張り1 泊 につき	1,200円
		宿泊以外	テント1 張り1 回 につき	600円
キャンプファイヤー場			1 ヶ所1 回につき	3,000円
ケビン	小型	宿泊	1 棟1 泊 につき	13,000円
		宿泊以外	1 棟1 時 間につき	1,000円
	大型	宿泊	1 棟1 泊 につき	23,600円
		宿泊以外	1 棟1 時 間につき	1,800円
バンガロー A	宿泊		1 棟1 泊 につき	7,900円
	宿泊以外		1 棟1 時 間につき	600円
バンガロー B	宿泊		1 棟1 泊 につき	7,400円

		宿泊以外	1棟1時間につき	500円
バンガロー C		宿泊	1棟1泊につき	9,000円
		宿泊以外	1棟1時間につき	700円
ドッグラン		半日利用	犬1匹につき	800円
		1日利用	犬1匹につき	1,600円
セントラル ロッジ		多目的ホール	1時間につき	1,100円
		集会室	1時間につき	800円

備考

- 1 国民宿舎さんべ荘の宿泊については、繁忙期（別に市長が定める期間をいう。）の場合又は土曜日、日曜日若しくは祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）の前日の宿泊の場合は、上記の金額に本館にあつては1,800円、別館にあつては3,600円を加算した額を利用料金とする。ただし、幼児の利用料金は除く。
- 2 国民宿舎さんべ荘の宿泊については、1室を1名で利用する場合は、本館にあつては2,700円、別館にあつては4,500円を加算した額を利用料金とする。
- 3 北の原キャンプ場の利用料金については、時間を単位とする場合において、その利用時間が1時間未満のときは、1時間とし、その利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間として計算する。
- 4 北の原キャンプ場の利用に関し、「テント」とは、テント、タープその他これに類するものをいう。
- 5 「半日利用」とは、1営業日において利用時間が4時間以内である場合をいい、「1日利用」とは、1営業日において利用時間が4時間を超える場合をいう。ただし、市長が特に必要があると認める場合については、この限りでない。
- 6 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市三瓶ダム周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 大田市三瓶ダム周辺施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

有料施設の名称	単位	利用料金
テニスコート	1面1時間当たり	400円

備考

- 1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 2 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「733円」を「800円」に、「660円」を「700円」に、「367円」を「400円」に、「325円」を「350円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

利用料金	施設利用料金	区分	利用料金（1時間当たり）
		タイムホール（展示室）	4,400円
		AVホール（視聴覚室）	4,400円
		サンド・バー（小会議室）	3,400円
		備考	
		1 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。	
		2 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。	

	<p>ただし、高校生以下（前号に規定するものを除く。）が利用する場合は、この限りでない。</p> <p>3 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。</p> <p>4 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。</p> <p>5 利用時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。</p> <p>6 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。</p> <p>7 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。</p>		
設備 利用 料金	名称	単位	利用料金
	グランドピアノ	1台 1回	11,000円
	音響関係設備	1式 1回	3,300円
	映写機	1式 1回	6,600円
	照明器具	1式 1回	2,200円
	長机	1脚 1回	60円
	折りたたみ椅子	1脚 1回	30円
	その他設備器具	1点 1回	2,200円
備考	<p>1 1回とは、4時間以内の利用をいう。</p> <p>2 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。</p>		

（大田市都市公園条例の一部改正）

第26条 大田市都市公園条例（平成17年大田市条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条、第18条関係）

(1) 占用使用料（貸切りの場合）

公園及び施設名			使用料（1時間当たり）
大田市 民公園	大田総合体育館	競技場	2,800円
		柔道場	500円
		剣道場	500円

		卓球場	500円
		トレーニング室	500円
		研修室	300円
	大田市民球場		700円
	大田市民庭球場（1面につき）		400円
	弓道場		300円
	大田市民プール		3,300円
	大田野外ホール		400円
櫛島公園	温泉津総合運動場		400円
	温泉津総合体育館	体育室	800円
		会議室	200円
		ミーティングルーム	200円
仁摩健康公園	仁摩多目的広場		800円
	仁摩テニスコート（1面につき）		400円

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 3 大田総合体育館（研修室を除く。）又は温泉津総合体育館体育室をアマチュアスポーツ以外に使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 4 大田総合体育館競技場又は温泉津総合体育館体育室の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 5 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 6 別表第1に規定する使用時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 7 2日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わ

ず他の使用を妨げるときは、使用されない時間も通常の使用とみなして計算する。

8 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 個人使用料（貸切りでない場合）

公園及び施設名		単位	使用料（1人当たり）
大田市民公園	大田総合競技場	1時間当たり	300円
	柔道場	1回当たり（3時間まで）	300円
	剣道場	1回当たり（3時間まで）	300円
	卓球場	1回当たり（3時間まで）	300円
	トレーニング室	1回当たり（3時間まで）	300円
	弓道場	1回当たり（3時間まで）	200円
	大田市民プール	1回当たり（3時間まで）	300円

備考

- 1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。ただし、乳幼児（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 別表第1に規定する使用時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（第1号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 4 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(3) 附属設備等使用料

公園及び施設名	区分	単位	使用料
大田	大田総合体	放送設備	一式（1回当） 2,000円

市民 公園	育館		たり)		
		シート	1枚(1回当 たり)	200円	
		折りたたみ椅子	1脚(1回当 たり)	30円	
		机	1脚(1回当 たり)	50円	
		組立ステージ	一式(1回当 たり)	1,300円	
		卓球台	1台(1回当 たり)	200円	
大田市民球 場	夜間照明灯	一式(1時間 当たり)	5,500円		
		放送 設備 等	スコアボー ド全面使用	一式(1時間 当たり)	600円
		スコアボー ド半面使用	一式(1時間 当たり)	300円	
		スコアボー ド未使用	一式(1時間 当たり)	150円	
大田市民庭 球場(1面 につき)	夜間照明灯	一式(1時間 当たり)	600円		
仁摩 健康 公園	仁摩多目的 広場	夜間照明灯	一式(1時間 当たり)	5,000円	
	仁摩テニス コート(1 面につき)	夜間照明灯	一式(1時間 当たり)	600円	

備考

- 1 夜間照明灯又は大田市民球場放送設備等の使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例等の
一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

使用料等について、適正な受益者負担のあり方（受益者負担の原則）に基づき、適正な料金に改定するため所要の改正を行うもの。また、久手テニスコート及び温泉津保健センターについて、廃止を行うもの。

2 改正の内容（新旧比較表は別紙のとおり）

第1条 大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例

第2条 大田市駐車場の設置及び管理に関する条例

第3条 大田市立学校施設等使用条例

第4条 大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例

第5条 大田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

第6条 大田市立図書館の設置及び管理に関する条例

第7条 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例

第8条 大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例

第9条 大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

第10条 大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

第11条 重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例

第12条 代官所地役人旧河島家の設置及び管理に関する条例

第13条 大田市町並み交流センターの設置及び管理に関する条例

第14条 大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例

第15条 大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

第16条 大田市隣保館条例

第17条 大田市保健センターの設置及び管理に関する条例

第18条 大田市民会館の設置及び管理に関する条例

第19条 大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

第20条 大田市生産物直売所の設置及び管理に関する条例

第21条 大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例

- 第 2 2 条 大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例
- 第 2 3 条 大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例
- 第 2 4 条 大田市三瓶ダム周辺施設の設置及び管理に関する条例
- 第 2 5 条 大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例
- 第 2 6 条 大田市都市公園条例

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新旧比較表

1 大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例

(1) まちづくりセンター 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
会議室	121	200
和室	110	200
研修室	143	会議室に統合
調理室	132	200
集会室	319	400
大ホール	1,012	1,100

※施設の設置目的に応じた事業及び公共用で使用する場合は、通常料金の5割とする旨を規定

2 大田市駐車場の設置及び管理に関する条例

(単位：円)

名称	区分	使用時間	現行	改正案
温泉津駅前駐車場	30分超え5時間以内	午前8時～午後6時	105	150
	5時間超え10時間まで	午前8時～午後6時	157	200
	—	午後6時～午前8時	105	150
	月極(終日)		4,264	4,300
仁万駅前月極駐車場	月極(終日)		3,667	3,700
仁万月極駐車場	月極(終日)		3,143	3,200
宅野月極駐車場	月極(終日)		3,143	3,200

3 大田市立学校施設等使用条例

(1) 学校体育館 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
体育館	220	300

4 大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例

(1) 留学生室、外来者宿泊室 使用料 (単位：円/1人当たり)

施設名	使用形態	現行	改正案
留学生室	長期の山村留学活動	月額 27,238	月額 36,000
	上記以外の場合	1泊 2,619	1泊 3,000
外来者宿泊室	長期の山村留学活動以外	1泊 2,619	1泊 3,000

(2) 研修室 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
研修室A	341	400
研修室B	341	400
研修室C	253	400

5 大田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

(1) 仁摩生涯学習センター 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
美術工作室	33	200

6 大田市立図書館の設置及び管理に関する条例

(1) 大田市中央図書館 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
視聴覚ホール	55	400
会議室	33	200
展示ホール	66	削除

7 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
大田市民第2球場	550	600
大田運動公園	440	600
馬路地区体育館	220	300
湯里地区体育館	220	300
井田地区体育館	220	300
大代地区体育館	220	300
富山地区体育館	220	300
池田地区体育館	220	300
久手テニスコート	22	削除

8 大田市文化振興会館の設置及び管理に関する条例

(1) 仁摩文化振興会館 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
体育室	649	700

※体育室の2分の1を使用する場合は、使用料の5割を徴収する旨を新たに規定

9 大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

(1) 石見銀山世界遺産センター 施設利用料金 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
オリエンテーション室	1,089	1,300
多目的室	275	400
体験学習室	275	400

(2) 石見銀山世界遺産センター 設備利用料金 (単位：円/1時間当たり)

種別	名称	現行	改正案
音響設備	ワイヤレスマイク	209	250
映像設備	ビデオプロジェクター	1,126	1,200
	CD・DVDプレーヤー	563	600

(3) 石見銀山世界遺産センター 観覧料 (単位：円/1人につき)

区分		現行	改正案
個人	高校生以上	314	400
	小・中学生	157	200
団体 (20人以上)	高校生以上	262	300
	小・中学生	105	150

10 大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

(1) 石見銀山大久保間歩 入場料 (単位：円/1人につき)

区分	現行	改正案
高校生以上	2,095	2,100
小・中学生	1,048	1,100

11 重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例

(1) 重要文化財熊谷家住宅 入場料 (単位：円/1人につき)

区分		現行	改正案
個人	高校生以上	524	600
	小・中学生	105	200
団体 (20人以上)	高校生以上	-	(新設) 500
	小・中学生	-	(新設) 100

12 代官所地役人旧河島家の設置及び管理に関する条例

(1) 代官所地役人旧河島家 入場料 (単位：円/1人につき)

区分		現行	改正案
個人	高校生以上	210	300
	小・中学生	105	200
団体 (20人以上)	高校生以上	157	200
	小・中学生	52	100

13 大田市町並み交流センターの設置及び管理に関する条例

(1) 大森町並み交流センター

使用料規定を削除し、大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例に規定する使用料を引用する。

14 大田市伝統芸能伝承館の設置及び管理に関する条例

(1) 仁摩伝統芸能伝承館 施設使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
体育館	649	700
会議室	462	500
控室	231	300

(2) 仁摩伝統芸能伝承館 設備使用料 (単位：円/1時間当たり)

区分	現行	改正案
幕装置一式	545	550
舞台照明	1,100	1,100
体育室拡声装置	545	550

15 大田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

(1) 大田老人福祉センター 施設使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
集会室及び軽運動場	319	400
和室（教養娯楽室及び生活相談室）	110	200
健康相談室	143	200

※施設の設置目的に応じた事業及び公共有で使用する場合は、通常料金の5割とする旨を規定

16 大田市隣保館条例

(1) おおだふれあい会館 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
大会議室	297	400
相談室、調理室	198	200
A研修室、B研修室	198	削除
A・B研修室(共用) ⇒ 研修室	264	200

17 大田市保健センターの設置及び管理に関する条例 (単位：円/1時間当たり)

施設名		現行	改正案
温泉津保健センター	集団会議室	88	削除
	栄養運動指導室	132	削除
	待合室	66	削除
仁摩保健センター	研修室	154	200
	介護指導室	77	200
	訓練室	242	300
	栄養指導室	121	200

18 大田市民会館の設置及び管理に関する条例

(1) 施設 利用料金

(単位：円)

施設名	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日
大ホール	14,100 (14,025)	18,800 (18,700)	18,800 (18,700)	37,600 (37,400)	42,300 (42,075)	61,100 (60,775)
中ホール	3,600 (3,366)	4,800 (4,488)	4,800 (4,488)	9,600 (8,976)	10,800 (10,098)	15,600 (14,586)
1号室	1,800 (1,683)	2,400 (2,244)	2,400 (2,244)	4,800 (4,488)	5,400 (5,049)	7,800 (7,293)
応接室	1,200 (1,122)	1,600 (1,496)	1,600 (1,496)	3,200 (2,992)	3,600 (3,366)	5,200 (4,862)
2・3号室	900 (726)	1,200 (968)	1,200 (968)	2,400 (1,936)	2,700 (2,178)	3,900 (3,146)
展示室	900 (825)	1,200 (1,100)	1,200 (1,100)	2,400 (2,200)	2,700 (2,475)	3,900 (3,575)
楽屋1	600 (363)	800 (484)	800 (484)	1,600 (968)	1,800 (1,089)	2,600 (1,573)
楽屋2	300 (165)	400 (220)	400 (220)	800 (440)	900 (495)	1,300 (715)

※ () 内は改正前

(2) 附属設備器具 利用料金

(単位：円)

種別	名称	単位	利用料金		超過時間 1時間当たり	
			現行	改正案	現行	改正案
照明設 備器具	ボーダーライト	1列1回	1,045	1,100	110	150
	アッパーホリゾンライト	1列1回	1,320	1,400	110	150
	ロアーホリゾンライト	1列1回	1,045	1,100	110	150
	シーリングライト	1台1回	330	350	55	60
	フロントサイドライト	1台1回	330	350	55	60
	サスペンションライト	1台1回	330	350	55	60
	正面フットライト	1列1回	1,045	1,100	110	150
	花道フットライト	1列1回	495	500	110	150
	ピンスポット(2kwクセノン)	1台1回	2,640	2,700	550	550
	ピンスポット(1kwハロゲン)	1台1回	660	700	110	150
	ステージスポットライト	1台1回	330	350	55	60
	プロジェクタースポットライト	1台1回	385	400	0	0
	パーライト(1000w)	1台1回	330	350	55	60
	パーライト(500w)	1台1回	165	200	55	60
	フラッドライト	1列1回	517	550	110	150
	ブラックライト	1台1回	1,045	1,100	110	150
エリプソイダルスポットライト	1台1回	220	250	55	60	

	ミラーボール	1台1回	660	700	110	150	
	エフェクトマシン	1台1回	660	700	110	150	
	種板	1枚1回	110	150	0	0	
	先玉	1台1回	220	250	0	0	
	ストロボスコープ	1台1回	330	350	55	60	
	ACLビーム	1式1回	330	350	55	60	
	ムービングスポットライト	1台1回	660	700	110	150	
	スモークマシン	1台1回	1,320	1,400	0	0	
	ドライアイスマシン	1台1回	1,045	1,100	0	0	
	コンセント	1kw1回	110	150	0	0	
	大ホールAセット	1回	6,160	6,200	440	450	
	大ホールBセット	1回	6,050	6,100	440	450	
	大ホールCセット	1回	11,660	11,700	880	900	
	中ホール照明セット	1回	4,103	4,200	220	250	
音響設備器具	大ホール拡声装置	1式1回	3,960	4,000	220	250	
	カセットテープレコーダー	1台1回	1,320	1,400	110	150	
	デジタル録音再生機	1台1回	1,980	2,000	110	150	
	コンデンサーマイク	1本1回	660	700	110	150	
	ダイナミックマイク	1本1回	385	400	110	150	
	ワイヤレスマイク	1本1回	660	700	110	150	
	ワイヤレス受信機	1ch1回	1,320	1,400	110	150	
	エフェクトマシン	1台1回	1,320	1,400	110	150	
	3点吊りマイク装置	1式1回	1,320	1,400	220	250	
	ステージスピーカーA	1台1回	1,320	1,400	110	150	
	ステージスピーカーB	1台1回	2,640	2,700	220	250	
	フォールドバックスピーカー	1台1回	660	700	110	150	
	可搬型拡声装置	1式1回	660	700	110	150	
	可搬型ミキサー卓	1台1回	1,320	1,400	110	150	
	中ホール拡声装置	1式1回	1,320	1,400	110	150	
	舞台設備	フルコンサートピアノA	1台1回	13,200	13,200	1,100	1,100
		フルコンサートピアノB	1台1回	5,280	5,300	550	550
音響反射板(天反ライトを含む。)		1式1回	6,600	6,600	550	550	
大ホールプロジェクター		1台1回	4,488	4,500	550	550	
中ホールプロジェクター		1台1回	2,827	2,900	330	350	
大ホールスクリーン		1式1回	1,320	1,400	220	250	
中ホールスクリーン		1式1回	660	700	110	150	
コンセント (音響関係コンセント)		1kw1回	110	150	0	0	
舞台大・小道具	平台	1枚1回	220	250	0	0	
	開足	1台1回	55	60	0	0	
	箱足	1台1回	55	60	0	0	
	演卓	1卓1回	385	400	0	0	

花台	1台1回	165	200	0	0
司会者卓	1卓1回	110	150	0	0
譜面台	1台1回	55	60	0	0
舞台用椅子	1脚1回	55	60	0	0

19 大田市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

(1) 仁摩農村環境改善センター 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
多目的ホール	704	800
研修室	407	500
実習室	286	300
全館	1,243	削除

20 大田市生産物直売所の設置及び管理に関する条例

(1) ロード銀山 利用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
レストラン棟作業室 ⇒ 会議室	99	200

21 大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例

(1) 林間キャンプ場 使用料 (単位：円)

区分		単位	現行	改正案
宿泊	大人(中学生以上)	1泊1人につき	1,100	1,400
	小人(小学生)	1泊1人につき	660	900
宿泊以外		1区画につき(5人まで)	1,100	1,400

22 大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例

(1) 石見銀山龍源寺間歩 入場料 (単位：円/1人につき)

区分		現行	改正案
個人	高校生以上	410	500
	小・中学生	210	300
団体(20人以上)	高校生以上	310	400
	小・中学生	150	200

23 大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例

(1) 国民宿舎さんべ荘 利用料金

① 本館

(単位：円)

区分	現行	改正案
【入湯】 大人	1 回につき 682	1 回につき 900
小学生以下	1 回につき 539	1 回につき 700
【宿泊】 大人	1 泊 10,868	1 泊 14,100
小学生	1 泊 9,405	1 泊 12,200
幼児	1 泊 2,717	1 泊 3,600
繁忙期、休前日加算	1,353	1,800
1 室 1 名利用加算	2,035	2,700
【休憩・個室】 大人	1 時間当たり 506	1 時間当たり 700
小学生以下	1 時間当たり 330	1 時間当たり 500
【休憩・広間】 大人	1 時間当たり 264	1 時間当たり 400
小学生以下	1 時間当たり 231	1 時間当たり 300
広間利用	1 時間当たり 1,980	1 時間当たり 2,400

②別館

(単位：円)

区分	現行	改正案
【宿泊】 大人	1 泊 20,273	1 泊 26,400
小学生	1 泊 19,019	1 泊 24,800
幼児	1 泊 2,717	1 泊 3,600
繁忙期、休前日加算	2,717	3,600
1 室 1 名利用加算	3,399	4,500

(2) 三瓶観光リフト 利用料

(単位：円)

区分		現行	改正案	
個人	中学生以上	1回 (往復)	838	900
		1回 (片道)	471	500
	小学生以下	1回 (往復)	629	700
		1回 (片道)	367	400
団体 (20人以上)	中学生以上	1回 (往復)	733	800
		1回 (片道)	419	450
	小学生以下	1回 (往復)	524	600
		1回 (片道)	314	350

※団体人数を30人以上から20人以上に改正

(3) 北の原キャンプ場 利用料

(単位：円)

区分				現行	改正案
キャンプサイト	オートサイト	宿泊	1サイト1泊につき	4,683	4,700
		宿泊以外	1サイト1回につき	2,336	2,400
	電源設備	宿泊	1サイト1泊につき	629	700
		宿泊以外	1サイト1回につき	314	400
	一般サイト	宿泊	テント1張り1泊につき	1,152	1,200
		宿泊以外	テント1張り1回につき	576	600
キャンプファイヤー場			1ヶ所1回につき	2,986	3,000
ケビン	小型	宿泊	1棟1泊につき	12,949	13,000
		宿泊以外	1棟1時間につき	953	1,000
	大型	宿泊	1棟1泊につき	23,509	23,600
		宿泊以外	1棟1時間につき	1,739	1,800
バンガローA	宿泊	1棟1泊につき	7,857	7,900	
	宿泊以外	1棟1時間につき	524	600	
バンガローB	宿泊	1棟1泊につき	7,333	7,400	
	宿泊以外	1棟1時間につき	471	500	
バンガローC	宿泊	1棟1泊につき	8,905	9,000	
	宿泊以外	1棟1時間につき	682	700	
ドッグラン	半日利用	犬1匹につき	786	800	
	1日利用	犬1匹につき	1,571	1,600	
セントラルロッジ	多目的ホール	1時間につき	1,048	1,100	
	集会室	1時間につき	702	800	

24 大田市三瓶ダム周辺施設の設置及び管理に関する条例

(1) 施設 利用料金

(単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
テニスコート (1面)	352	400

25 大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例

(1) 入館料

(単位：円/1人につき)

区分		現行	改正案
個人	高校生以上	733	800
	小・中学生	367	400
団体 (20人以上)	高校生以上	660	700
	小・中学生	325	350

(2) 施設 利用料金

(単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
タイムホール(展示室)	3,663	4,400
AVホール(視聴覚室)	3,663	4,400
サンド・バー(小会議室)	2,827	3,400

(3) 設備 利用料金 (単位：円)

区分	単位	現行	改正案
グランドピアノ	1台 1回	11,000	11,000
音響関係設備	1式 1回	3,300	3,300
映写機	1式 1回	6,600	6,600
照明器具	1式 1回	2,200	2,200
長机	1脚 1回	52	60
折りたたみ椅子	1脚 1回	22	30
その他設備器具	1点 1回	2,200	2,200

26 大田市都市公園条例

(1) 大田総合体育館 貸切り 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
競技場	2,673	2,800
柔道・剣道・卓球場・トレーニング室	462	500
研修室	264	300

(2) 大田総合体育館 貸切りでない 使用料 (単位：円/1人当たり)

施設名	現行	改正案
競技場	1時間当たり 220	1時間当たり 300
柔道・剣道・卓球場・トレーニング室	1回当たり(3hまで) 231	1回当たり(3hまで) 300

(3) 大田市民球場 貸切り 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
大田市民球場	649	700

(4) 大田市民庭球場 貸切り 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
大田市民庭球場(1面につき)	352	400

(5) 弓道場 使用料 (単位：円)

施設名	区分	現行	改正案
弓道場	一般・貸切り	1時間当たり 242	1時間当たり 300
	一般・貸切りでない	1時間当たり 11	1回当たり(3hまで) 200

(6) 大田市民プール 使用料 (単位：円)

施設名	区分	現行	改正案
大田市民プール	一般・貸切り	1時間当たり 3,234	1時間当たり 3,300
	一般・貸切りでない	1人1回当たり 220	1人1回当たり(3hまで) 300

(7) 大田野外ホール 貸切り 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
大田野外ホール	341	400

(8) 櫛島公園 貸切り 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案	
温泉津総合運動場	319	400	
温泉津総合 合体育館	体育室	616	800
	会議室	121	200
	ミーティングルーム	121	200

(9) 仁摩健康公園 貸切り 使用料 (単位：円/1時間当たり)

施設名	現行	改正案
仁摩多目的広場	704	800
仁摩テニスコート (1面につき)	352	400

(10) 附属設備等 使用料 (単位：円)

施設名	区分	単位	現行	改正案	
大田総合体育館	放送設備	一式(1回当たり)	1,914	2,000	
	シート	1枚(1回当たり)	198	200	
	折りたたみ椅子	1脚(1回当たり)	22	30	
	机	1脚(1回当たり)	44	50	
	組立ステージ	一式(1回当たり)	1,210	1,300	
	卓球台	1台(1回当たり)	198	200	
大田市民球場	夜間照明灯	一式(1時間当たり)	5,500	5,500	
	放送 設備 等	スコアボード全面使用	一式(1時間当たり)	572	600
		スコアボード半面使用	一式(1時間当たり)	286	300
		スコアボード未使用	一式(1時間当たり)	143	150
大田市民庭球場	夜間照明灯 (1面につき)	一式(1時間当たり)	583	600	
仁摩多目的広場	夜間照明灯	一式(1時間当たり)	4,950	5,000	
仁摩テニスコート	夜間照明灯 (1面につき)	一式(1時間当たり)	583	600	

議案第 1 5 4 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年大田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育
事業者」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正誤りに
ついて、官報に基づき所要の改正を行うもの。

また、「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に
関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改め
る。

(第7条の3)

(2) 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(第25条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 5 5 号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 引用条項の移動に伴い、条文の項番号を改める。
(第15条)
- (2) 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
(第15条及び第44条)
- (3) 「同省令」を「同令」に改める。
(第37条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 5 6 号

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「施行日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第3条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「放課後児童健全育成事業実施要綱」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

放課後児童支援員としてみなすことができる研修修了予定者に関して、「令和5年3月31日」の期限を、当分の間、「研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになった日から2年以内」とするよう改める。

(附則第3条)

3 施行期日

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第 1 5 7 号

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の
一部を改正する条例

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成
17年大田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条中「844人」を「780人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

人口減少や高齢化の進展等により、条例定数と実団員数に乖離が生じ、現条例定数を確保することが困難な状況であることから、消防団が円滑に活動できるよう、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

団員の定数を「844人」から「780人」に改める。

(第2条)

3 施行期日

令和5年10月1日から施行する。